

組合員専用定期積金

「みなみの組合員 定期積金」

取扱期間

令和7年5月1日(木)～
令和8年3月31日(火)



募集口数:2,800口
(給付契約額:約10億
800万円)に達した時
点で、終了とさせてい
たいただきます。

店頭
表示金利

+ 年 **0.125** % (税引後 年0.099%)

積金の種類	定期積金<定額式>
ご利用いただける方	下記条件①・②の両方を満たす方 ①原則、定期的なご入金(給与、年金、家賃など)がある当JAの普通貯金口座をお持ちの方(新規の定期的なご入金も可) ②正組合員および同居のご家族の方、准組合員の方(新規可)、組合員の方が代表を務める法人
期間	3年
払込金額	1回あたり1万円以上、100万円以内(1口あたりの払込総額:36万円)
払込方法	自動振替のみ

※詳しくは、裏面をご覧ください。

詳しくは、下記の店舗窓口までお気軽にお問い合わせください。

 JA東京みなみ

ホームページ <https://www.ja-tm.or.jp/>

JA東京みなみ

検索



日野支店	☎ (042) 583-2111
七生支店	☎ (042) 591-2011
多摩支店	☎ (042) 375-8211
稲城支店	☎ (042) 377-6002

組合員専用定期積金「みなみの組合員定期積金」 - 商品概要 -

(令和7年5月1日現在)

1. 商 品 名	・ 組合員専用定期積金「みなみの組合員定期積金」														
2. ご利用いただける方	・ 下記条件①・②の両方を満たす方 ①原則、定期的なご入金（給与、年金、家賃など）がある当ＪＡの普通貯金口座をお持ちの方（新規の定期的なご入金も可） ②正組合員および同居のご家族の方、准組合員の方（新規可）、組合員の方が代表を務める法人														
3. 期 間	・ 3年														
4. 取 扱 期 間	・ 令和7年5月1日（木）～令和8年3月31日（火） ※ただし、募集口数：2,800口（給付契約額：約10億800万円）に達した時点で、終了とさせていただきます。														
5. 払 込 方 法 (1) 払 込 方 法 (2) 払 込 金 額 (3) 払 込 単 位	・ 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・ 掛込周期は1か月とします。 ・ 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、令和3年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。 ・ 普通貯金等からの自動振替による掛込のみとなります。 ・ 1回あたり1万円以上、100万円以内（1口あたりの払込総額：36万円） ・ 1円単位														
6. 払 戻 方 法	・ 約定の回数の掛金の払込が完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。														
7. 給 付 補 填 金 (1) 適 用 利 回 り (2) 支 払 頻 度 (3) 計 算 方 法 (4) 税	・ 店頭表示金利に年0.125%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・ 個人のお客様は20.315%（国税15.315（復興所得税※含む）、地方税5%）の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。														
8. 手 数 料	－														
9. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。														
10. 貯 金 保 険 制 度 (公 的 制 度)	・ 保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。														
11. 苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店または本店金融共済部管理課（電話：042-594-1011）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電 話 番 号</th><th>受 付 日</th><th>受 付 時 間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td rowspan="3">月～金 (祝日、年末年始を除く)</td><td>9:30～12:00／13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>10:00～12:00／13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>9:30～12:00／13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電 話 番 号	受 付 日	受 付 時 間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00／13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	10:00～12:00／13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	9:30～12:00／13:00～17:00
名 称	電 話 番 号	受 付 日	受 付 時 間												
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00／13:00～15:00												
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588		10:00～12:00／13:00～16:00												
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249		9:30～12:00／13:00～17:00												
12. その他参考となる事項	・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・ 掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。														

詳しくは、店舗窓口にお問い合わせください。

ＪＡ東京みなみ